

一每遍不可虛言事、神託曰、雖非正直、一旦之依怙、終蒙日月之憐、付但武略之時者、可依時宜歟、孫子曰、辟實而擊虛、

一對父母聊不可不孝事、論語曰、事父母能竭其力、

一對兄弟聊不可疎略事、後漢書曰、兄弟左右之手也、

一不相當身體義、一言不可出語事、應杭云、人出一言知其長短、

一對諸人少不可緩怠事、付於僧童女貧者彌隨人可慇懃事、禮記云、人有禮則安、無禮則危、

一弓馬之嗜肝要事、論語曰、攻乎異端是害而已、

一學文不可油斷事、論語曰、學不思則罔、思不學則殆、○中

以上九拾九箇條、多言漫喧他人之耳、寧無不往生之書、二十五、二五七、八亦此六之字、信玄家

秘書口傳有、

永祿元年戊午卯月吉日

長老江

武田左馬助  
信繁在判

〔駿臺雜話〕秘事は睫

東照宮家康徳川御在世の時、御近習のわかき者に、汝等身をたもつに簡要の語あり、五字にていふもあり、七字にていふもあり、いづれをき、たきぞと仰られしに、いづれをも承度と申せば五字にて云はゞうへをみな、七字にて云はゞ身のほどをしれ、汝等是を常に忘るべからずと、上意ありしとなり、

〔細川幽齋覺書〕細川幽齋は文武兼備なる事は、世にしる所なり、其自筆にて書しるされし覺書を、彼家士三宅某方に傳へたり、

軍中井侍の心得にも可成覺書略中